

(2) 外部評価委員会評価報告書について

兵庫県立大学評価委員会（学識経験者等5名の委員で構成されている）は、「兵庫県立大学第1期中期計画業務実績に関する評価報告書」を平成19年3月に公表されている。これによると当委員会は県立大学による自己点検・評価結果の調査分析及びヒアリングの実施により客観的な立場から、中期計画の項目別評価（小項目及び大項目）及び全体評価を行っている。

- ・小項目は県立大学の自己点検・評価と同様にⅣ、Ⅲ、Ⅱ、Ⅰの4段階で達成度を評価している。
- ・大項目は6つの大項目ごとに小項目評価結果を基にしつつ小項目の重要性を考慮し、下記の5段階で評価するとともに記述により概括している。

区分	達成度	判断の考え方	基準
S	特筆すべき進捗状況	計画を上回って実施されている場合。	委員会が特に認める場合
A	計画どおり	計画どおり実施されている場合。	すべてⅢ・Ⅳ
B	おおむね計画どおり	おおむね計画どおり実施されている場合。	Ⅲ・Ⅳが8割以上
C	やや遅れている	やや遅れている場合。	Ⅲ・Ⅳが8割未満
D	重大な改善事項あり	特に重大な改善事項がある場合。	委員会が特に認める場合

- ・全体評価は項目別評価（小項目及び大項目）の結果を踏まえ、教育、研究、社会貢献など業務全体にわたる横断的な観点から、県立大学の業務の実績について記述により評価している。

①全体評価及び大項目の評価結果

6つの大項目のうち、「Ⅰ 先導的・独創的な研究の推進」及び「Ⅲ 地域社会や国際社会の発展への貢献」の2つの項目についてはA評価（「計画どおり」）、「Ⅱ 創造力と活力を有する人材の育成」についてはB評価（「おおむね計画どおり」）、「Ⅳ 大学運営における自主性・自律性の確立」、「Ⅴ 3大学統合によるメリットの発揮と課題の解消」及び「Ⅵ 大学情報の積極的な公開・提供及び広報の充実」の3つの項目についてはC評価（「やや遅れている」）と判断し、総合的に考慮して、全体評価は「全体としておおむね計画どおり実施している」と結論付けている。

大項目の評価は大項目に属する小項目の評価結果を受けて、Ⅲ、Ⅳの数の割合から判断したものである。

②小項目の評価結果

小項目の評価結果は、314頁に記載のとおりおおむね自己点検・評価結果と同じであるが、自己点検・評価結果より若干良い評価結果を出している。

外部評価委員会報告書において小項目評価がⅡ（計画を十分に実施できていない）の項目で主なものは次のとおりである。

（Ⅰ-2-（8））研究者データベースの構築

職歴・専門分野・論文等を搭載した研究者データベースは、教員評価の基礎となる情報であり、また情報公開、産学連携の面からも重要であるが、18年度の登録率は87%（17年度：75%）にとどまっており、未登録教員がいることから、計画を十分に実施できていないと評価した。

研究者データベースについては、自己申告をベースとしつつも、申告のルールを作り、登録率が100%となることを強く期待する。

（Ⅰ-4-（1））科学研究費補助金申請率の目標（85%）達成

申請率は順調に伸びているものの、18年度における申請率は全体として77.4%であり、12部局中6部局が目標の85%を達成していないため、計画を十分に実施できていないと評価した。

科学研究費補助金申請率については、今後、全学部が目標の85%達成に向けて努力することを期待する。

（Ⅱ-6-（6））入試ミスの防止

18年度及び19年度入試においてもミスが発生しており、十分に実施できていないと評価した。

入試ミスについては、発生原因の分析及び再発の防止に努めることを期待する。特に、事前チェックのマニュアルだけでなく、直後に回答分布を見るなどの事後チェックのマニュアルも大事である。

（Ⅱ-7-（10））全学的な就職支援体制の構築

学部の特徴によって就職の状況が異なることから、各キャンパスにおいて、就職説明会等を実施しているほか、就職関連雑誌等に県立大学を紹介する記事を掲載するなど、業界に対する教育理念等の発信にも努めている。

ただし、全学的な就職支援体制については、十分に実施できていないと評価した。

今後、「就職支援センター（仮称）」の設置、同窓会や卒業生との連携の強化により、更なる充実を図ることを期待する。

（Ⅱ-7-(15)）卒業生データベースの整備

卒業生と大学との継続的な交流・連携のための卒業生データベースの整備については、検討が不十分であり、十分に実施できていないと評価した。

卒業生データベースについては、卒業生の率直な意見を大学の教育・研究活動へ反映させるとともに、大学への協力と支援を得るという観点から必要であり、ネットワークの活用方法、整備手法を含め検討することを期待する。

（Ⅲ-1-(4)）遠隔授業システムを活用した生涯学習の推進

生涯学習における遠隔授業システムの活用については、課題が多くハードルが高いものではあるが、具体的な検討が進んでいないことから、十分に実施できていないと評価した。

生涯学習について、県民の生涯学習に対するニーズは多様化しているので、そのニーズを的確に把握し、県民にとって有益な生涯学習を推進することを期待する。

（Ⅲ-3-(7)）日本人学生の海外留学の推進

受入れ留学生に比べて日本人の海外留学件数が著しく少ないことから、十分に実施できていないと評価した。

国際交流について、留学生・留学経験者を中核とした学生ネットワークを形成するとともに、積極的に日本人の海外留学を推進することを期待する。

（Ⅳ-1-(12)）業務全体にわたる評価結果に基づく人員・予算配分の検討

評価結果に基づく人員・予算配分の仕組みは、調査段階であり、具体的な成果を得ていないことから、計画を十分に実施できていないと評価した。

（Ⅳ-5-(3)）教員の人事評価システムの検討

人事評価システムの先行事例を調査・情報収集し、これらをもとにシステムのあり方を検討しているが、今のところ大学全体としての人事評価システムは確立しておらず、計画を十分に実施できていないと評価した。

教員評価にあたっては、メリット・デメリットもあるが、教育・研究・社会貢献・学内業務等をバランスよく評価するシステムが望ましく、FDによる自律的な自己申告制度など早急なシステム構築を期待する。

(IV-5-(4)) サバティカル制度等の検討

サバティカル制度や特定業務を重点的に取り組む教員配置制度については、調査段階であり、具体的な検討には至っていないため、計画を十分に実施できていないと評価した。

(V-2-(1)) 学生自治会の全学的体制づくりへの支援

学生部長や各地区学生副部長が中心となり、各学生自治会等との調整を進めながら、体制づくりへの支援を行っているが、今のところ全学学生自治会はできておらず、計画を十分に実施できていないと評価した。

学生の一体感の醸成に資するためにも、東西両地区の学生自治会の統合等全学的体制づくりへの更なる支援を期待する。

(V-4-(1)) 後援会・同窓会の全学的な合同体制づくりへの支援

後援会については、事務担当者等による協議を定期的実施するとともに、合同組織設立に向けた検討・調整を行っているが、同窓会については、開学後、合同の交流会を開催したが、今のところ合同組織の設立については具体化に至っておらず、計画を十分に実施できていないと評価した。

後援会、同窓会の全学的組織については、各学部の特色や違いを踏まえつつ、引き続き検討することを期待する。

(VI-(2)) 各キャンパスの個性・特徴の明確化

新大学の学章を商標登録し、生協による大学グッズでのノベルティ化や、新たに学歌制定を図るなど、新県立大学のブランド化に努めているが、キャンパスごとの個性や特徴の明確化については今後取り組む必要があり、計画を十分には実施できていないと評価した。

県立大学としてのアイデンティティを明確にし、戦略的に大学のイメージを発信することが望ましい。

③その他重要な指摘事項

外部評価委員会が評価にあたっての意見、指摘等として取り上げた事項のうち、上記以外の事項で包括外部監査人が重要と認めた事項は次の事項である。

1. 学生による授業評価アンケートについて、今後は、アンケート結果を受けて、FDをベースに授業内容の着実な改善とそのフォローアップを十分に行うことを期待する。また、カリキュラムの改善への反映はもちろんのこと、学生自身の教科やゼミの選択の機会としての活用も期待する。

- ロ. 姫路書写キャンパスは老朽化が際立っており、理工系の他大学の状況も考えると一定の施設水準の確保が必要である。
- ハ. 県立大学が実績を有するのは社会貢献の分野であり、公立大学としての使命を発揮するために、生涯学習・産学連携・国際交流の分野を更に伸ばしていくことが望ましい。
- ニ. 知的財産については、機関帰属も大事であるが、特許収入の発明者への還元を充実させて教員のインセンティブを高めることも重要である。
- ホ. 大学においては教職協働が重要であり、職員の意識改革及び専門性の向上のため、県と協力してSD (Staff Development) にも力を入れることが望まれる。今後は、現行の取組みに加え、大学事務経験のある職員の配置、研修の実施、会議への積極的な参画などにより職員のスキルアップを図り、教員と職員の一層の連携・協働に期待する。
- ヘ. 新規採用の助手への任期制導入は評価するが、他の教員についても任期制のあり方を検討することが望ましい。
- ト. 企画立案、広報を一層戦略的に実施するため、必要な体制について検討することを期待する。
- チ. 法人化については、国立大学法人や公立大学法人の成果や課題を検証するとともに、県立大学の運営実態も踏まえながら、その適否を検討することを期待する。

C. 中期計画とその自己評価に対する意見

第1期中期計画及びその自己点検・評価結果の内容を検討した結果、包括外部監査人の意見は次のとおりである。

①全般的評価

中期計画は網羅的に取り上げられている点は評価できるが、一方で特色が明確でないという難点がある。中期計画が事後の自己評価の事を十分配慮せずに作成された面があり、自己評価の評価調書の作成レベルにバラツキがあるなど問題もあるが、異質の3大学統合直後の3ヵ年中期計画であることを考慮すれば、全体としては、計画及び計画達成度は共に及第点を与えることができる。

ただ、個別的には、次の問題点が指摘される。

②中期計画上項目の重要度が明示されていない。

計画項目には重要性の度合にかなり差があると考えられるが、その辺りが中期計画上明記されていない。そのため、中期計画の重要ポイントが解りづらいものになっている。

また、自己点検・評価結果においても全て同じレベルとして配点し、採点されているため、計画の達成程度の評価においても、メリハリの乏しいものになっている。計画の達成度を評価する過程においても、当然に重要度を考慮されているはずであるので、重要なものを意識した説明が望まれるところである。

なお、自己点検・評価結果Ⅱの評価（十分に実施できていない）を受けた小項目のうち、包括外部監査人が重要と判断した項目（例えばIV5(3)人事評価システムのあり方の検討とかI1(6)研究成果の評価システムの構築など）は、318頁～321頁に◎を付して明示している。

③中期計画上計画項目の担当部局が解りにくいケースがある。

中期計画は県立大学の目指す大学像を実現するための具体的な計画と円滑かつ効果的な大学運営のあり方を定めたものであるが、3つの分野の異なる大学が統合されたため、小項目で掲げられた計画項目がどの部局（学部、研究科、本部の各部局）に関係する項目であるか明確でない。このため、大学の組織に十分知識を持っていない県民にとって解りづらい部分がある。例えば、次の計画は全学部の課題であるのか、特定学部、研究科又は部局の課題であるのか判断しがたい。各小項目につき関係部局が判断できるように作成すべきであったと思われる。なお、この点は第2期中期計画においては「各部局ビジョン」という項を設け、各部局の重点目標が説明されているので、比較的解りやすくなっている。

I 2 (5)	国際的な研究体制の整備・充実のため、研究者の継続的な宿舍確保策について、検討を進める。
II 2 (10)	多様な専門教育課程を持つ総合大学としてのメリットを生かし、デュアル・デグリー制度等、複数の学位を与えることのできる制度の導入を検討する。
II 6 (4)	A0 入試の実施や入試制度の調査研究、入学者の追跡調査、新しい入試方法の企画開発、入試広報の推進を行うため、専任スタッフを配置したアドミッションオフィスを設けるなど推進体制の強化を図る。
IV 7 (2)	情報化の推進、提携業務の集約化、効果的な外部委託などの具体化を図り、効率的な事務執行に努める。

④中期計画上計画達成度の測定基準（参考指標）が不明である。

中期計画の計画項目につき、その達成度を測定する基準が明示されていないことから、各
 部局の作成した中期計画の自己点検・評価調書には計画達成度を測定する指標（参考指標）
 を記載することになっているが、これが記載されておらず、評価の妥当性が認識できないケー
 スが多数みられたほか、測定指標として妥当性に疑問が生ずるケース（例えば経済学部で計
 画番号 I 1 (6) 研究成果の評価結果を研究費の重点的配分に反映する制度を検討するという
 テーマに対し、参考指標を中期計画中「I 先導的・独創的な研究の推進」に関しては総括
 的な自己点検・評価した事項の数としている）或いは、学部により同じテーマで参考指標の
 異なるケースがみられるなど、評価に客観性が欠けているとみられるケースが多くあった。

なお、第2期中期計画では、かなりの計画項目に自己評価指標を付記されている。

⑤中期計画上数値目標や達成時期がほとんど明示されていない。

中期計画において、数値目標が掲げられているのは、例えば計画項目番号 I 4 (1) の科学研
 究費補助金の申請率と全教員に占める申請件数の割合を3年後には85%を目指すとか、II 6 (3)
 のA0入試を平成17年度から看護学部でまた平成18年度入試から全学部で実施するなど数
 件にすぎない。具体的な数値目標や達成時期を明記すべきであったと史料する。

⑥自己点検・評価結果上評価項目と関係部局に適合性を欠くケースがある。

小項目一つにつき、経済学部、経営学部、工学研究科、物質理学研究科、生命理学研究科、
 環境人間学部、看護学部の7部局が各々自己点検・評価した31項目につき、その評価のバラ
 ツキ具合を調査したところ、15項目については7部局の間で「ⅢとⅡ」、「ⅢとⅣ」又は「全
 てⅢ」の評価でバラツキが少ないものであった。16項目については7部局の間で「Ⅱ、Ⅲ、
 Ⅳ」、「Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」、「Ⅰ、Ⅲ、Ⅳ」又は「Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」の評価とバラツキの多いも
 のであった。この「Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ」と評価のバラツキの多い項目は次の4項目である。

計画番号	計 画 内 容	大 学 自 己 評 価	各 部 局 自 己 評 価			
			Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ
I 4 (2)	COEや課題対応型研究など複数の研究者による研究拠点形成を目指す研究において、研究者が主体的に共同研究体制を構築できるよう研究者のコーディネート能力の向上を促進する。	Ⅲ	物 生	経 工 看	営	環
Ⅱ 2 (11)	研究者となる意欲と能力を有する大学院博士後期課程在籍学生に対して、研究活動補助を通じたプロ意識の醸成と経済的支援を行うため、「リサーチアシスタント制度」の拡充を検討する。	Ⅱ	物 生	経 営	看 環	工
Ⅲ 1 (6)	各キャンパスの特性に応じて、関連する地方自治体、産業界、NPO等との間で教員や研究員等の交流を推進する。	Ⅲ	生	経 営 工 物	看	環
Ⅲ 1 (10)	科学技術その他の専門分野に関心のある県民等との語り合いや健康診断への対応など、県民等との多様な交流機会の創出を図る。	Ⅲ	物 生	経 営 看		工 環

経：経済学部 営：経営学部 工：工学研究科 物：物質理学研究科
生：生命理学研究科 環：環境人間学部 看：看護学部

I 4 (2) の項目で、Ⅳ評価は物質理学研究科と生命理学研究科であり、Ⅰ評価は環境人間学部、Ⅱの評価は経営学部である。この項目は、「複数の研究者による研究拠点形成を目指す研究において」と前提を置いているため、このような研究に関係のない部局では評価が出来ないのが実情でないかと思われる。

Ⅱ 2 (11) の項目でⅣ評価は、物質理学研究科と生命理学研究科であり、Ⅰ評価は工学研究科、Ⅱの評価は環境人間学部と看護学部である。研究科により対応に大きな差があるものと認められる。また、「大学院博士後期課程在籍学生に対して」と前提が置かれているため、博士後期課程の在籍学生の少ない部局は「リサーチアシスタント制度」の拡充は困難であり、低い評価にならざるを得ない。このようなバラツキのある項目を平均化して評価するのも妥当性に疑問が残る。

Ⅲ 1 (6) の項目で、Ⅳ評価は生命理学研究科であり、Ⅰ評価は環境人間学部、Ⅱ評価は看護学部である。社会貢献として、地方自治体、産業界、NPO等との間で教員や研究員等の交流を推進するというものであるが、学部の性格上環境人間学部では難しい面がある。

Ⅲ 1 (10) の項目で、Ⅳ評価は物質理学研究科と生命理学研究科であり、Ⅰ評価は工学研究科と環境人間学部である。この項目も社会貢献として県民等との多様な交流機会の創出を図るというものであるが、学部の性格上難しい学部と学科がある。

同じ項目でも学部、学科により取組みにつき難易度があったり、関係の度合に違いがあり、同レベルで評価するのは妥当でないケースがある。このような事は、計画段階で解っている

事柄であるので、学部、研究科を特定するとか、評価の段階で配慮することが必要でなかったかと思われる。

なお、上記31項目に対する生命理学研究科と環境人間学部との自己点検評価結果は次のように大きく分れている。これは単純に自己評価についての評価基準の違いとか計画達成度の違いで片付けられるものではなく、評価項目が学部、研究科にマッチングしていたかどうかという観点からも考えることが必要であるが、この面の配慮が評価結果には示されていない。

	IV	III	II	I
生命理学研究科	15	12	2	2
環境人間学部	0	10	17	4

⑦中期計画上計画項目が重複しているケースがある。

中期計画の小項目につき、次のように実質同じ内容の項目が掲げられている。

計画番号	計画内容	計画番号	計画内容
I 2 (1)	キャンパス持ち回りで研究発表会を開催するなど、研究成果の共有と部局を越えた研究者のつながりを強化し、部局横断的な共同研究を促進する。	V1 (3)	学内において、研究発表会の開催等により研究成果の共有と部局を越えた研究者のつながりを強化し、学際的研究グループの形成による共同研究等を推進する。
		V3 (2)	共同研究発表会、学際的シナジウム等部局横断的に取り組む事務を充実し、共同研究を促進する環境を整備する。
II 1 (8)	全学共通教育の質の向上を図るため、「総合教育センター」を充実するとともに、同センターが中核となり詳細な授業計画の立案や教員相互の評価・助言を行うなど各学部間、担当教員間の連携を強化する。 また、東西地区それぞれの事情や学生の特性等を考慮しながら、共通教育の効果を評価し、必要な改善を図る。	V1 (2)	全学共通教育の質の維持・向上を図るため、詳細な授業計画の立案や教員相互の評価・助言を行うなど各学部間、担当教員間の連携を強化し、3県立大学の教養教育力の全学的展開と充実を図る。
II 4 (1)	教養科目の選択肢や他専攻科目等の履修可能範囲の拡大など総合大学の学生としてのメリットを生かすため、キャンパス間で行う「遠隔授業」について、その通信帯域の拡大等システムの安定を確保しつつ、実施方法の点検と改善を図るとともに、対象科目を充実する。	V1 (1)	分散するキャンパスの学生が総合大学のメリット(履修科目選択肢の多様化)を享受できるよう、兵庫県の情報通信基盤を活用した「遠隔授業システム」を導入し、その通信帯域の拡大等システムの安定と改善を図りつつ、提供科目の充実を進める。
II 5 (4)	各学術情報館を全学的に利用しやすい仕組みを構築するとともに、開館時間の延長など利用者の利便性の向上を図る。	V1 (4)	各学術情報館の相互利用を可能とするなど、全学的に利用しやすい仕組みを構築するとともに、開館時間の延長など利用者の利便性の向上を図る。

II7(11)	これまで蓄積してきた就職関連情報や人的ネットワークを学内で共有し、同窓会等との連携による就職支援、社会で活躍する卒業生との交流機会の提供等、本学の学生が多様な進路を選択できる仕組みを構築する。	V2(4)	3県立大学が蓄積してきた就職関連情報や人的ネットワークを学内で共有し、同窓会等との連携による就職支援、社会で活躍する卒業生との交流機会の提供等、本学の学生が多様な進路を選択できる仕組みを構築する。
II7(14)	学生が他キャンパスの学生との交流を深めることができるよう、学生自治会との連携や後援会等の協力を得ながら、クラブ活動や統一大学祭への協力、遠隔会議システムの貸与など交流環境の整備に努める。	V2(2)	学生が他キャンパスの学生との交流を深めることができるよう、学生自治会との連携や後援会等の協力を得ながら、クラブ活動や統一大学祭への協力、学歌や応援歌の作成、遠隔会議システムの貸与など交流環境の整備に努める。
I2(8)	学内外に研究者の業績を公開し、該当領域の研究業績を検索できるシステム(研究者データベース)を構築する。	III2(6)	大学の研究活動や研究成果に関する情報をデータベース化するとともに、積極的に情報を発信し、産業界等との共同研究その他の産学連携活動を促進する。
IV7(3)	遠隔会議システムを導入・活用し、全学的会議の簡素化を図るほか、大学や部局等の組織運営体制の合理化に努める。	IV7(6)	事務部長会議その他の学内会議に、積極的に遠隔会議システムを活用し、経費、時間の削減に努める。
IV1(2)	学外有識者を構成員に含む「運営協議会」など学内審議機関の適切な運営により、社会の意見を大学運営に反映するとともに、戦略的かつ円滑な意思形成を図る。 なお、質の高い意思形成を図るため、各部局等において、学内教職員の意見聴取と情報提供を行う。	IV2(3)	大学経営に関する審議機関「運営協議会」の委員として、我が国の大学・産業界その他各界を代表する学外有識者の参画を得て、より魅力的な大学づくりに向け、戦略的な大学運営とその透明性の向上を図る。

上記には、大項目「V 3 大学統合によるメリットの発揮と課題の解消」に掲げられている小項目が7項目含まれている。これは3大学統合によるメリットの発揮と課題の解消というテーマで取りまとめたことから、他の大項目に含まれる項目のうち、Vの大項目にも関係する小項目を再掲したことによるものとのことであった。しかしながら、Vの大項目に関係しない小項目が3項目含まれている。実質的同じ項目を重複して掲げ、III評価(順調に実施している)項目141項目として、自己点検・評価する方法は妥当性に若干の疑問が生ずる。

なお、上記19項目のうち、IIIの評価15項目、IIの評価(十分に実施できていない)4項目である。

⑧自己評価に疑念のある項目

下記の小項目の計画に対する達成度はいずれもIII(順調に実施している)と自己評価している。

計画番号	計 画 内 容
IV3 (2)	太陽光発電や植樹、省エネルギー等地球温暖化対策を視野に入れたエコキャンパスの整備を図る。
IV3 (3)	各キャンパスの地理的な立地条件、さらには各キャンパスが持っている個性、特色及び伝統を生かした、「知の拠点」にふさわしいキャンパス内及び周辺の景観づくりに積極的に取り組む。
IV4 (1)	環境保全に積極的に取り組み、安全な環境の維持並びにキャンパスの美化を維持する。

しかしながら、この3項目の推進状況の参考指標として用いられているのは「キャンパス内の植樹、移植を平成16年度、17年度、18年度各年度共5,250千円使って実施したこと」を上げているにすぎない。IV3(2)の太陽光発電設備は設置出来ていないほか、IV4(1)の安全な環境の維持については具体的な推進事業は掲げられていない。IV3(2)、IV4(1)については植樹のみでⅢと評価するのは妥当性に疑問が生ずる。具体的事業実績がない状態ではⅡと評価すべきであろう。

上記のほか、325頁～326頁に「計画を順調に実施していると評価された項目」に対する意見を記載している。

16. 第2期中期計画とこれに対する意見

(1) 第2期中期計画の内容

平成19年8月に第1期中期計画の評価結果を反映し、大学を取り巻く環境の変化を踏まえ、各部局の提案、各部局のビジョンを追加して、「21世紀にふさわしい県立大学」構築の基礎を確立するための具体的な計画として第2期中期計画を策定されている。

この第2期中期計画の目次は次のとおりである。

目次	小項目の数
はじめに	
I 基本目標	
II 教育の一層の充実・強化	
1 教育体制・教育課程の充実強化	11
2 学生の受入	5
3 全学共通教育の充実	10
4 社会ニーズに対応した専門教育の展開	16
5 学生の支援	18
6 学術情報環境の充実	4
7 積極的な大学教育改革の推進	11
8 教育の成果	2
9 中高大連携教育の実施	2
III 研究のさらなる発展・高度化	
1 研究体制の充実強化	7
2 新たな研究拠点の整備・充実	4
3 研究の高度化・重点化	6
4 共同研究の推進と外部研究資金の確保	6
5 研究支援	4
6 研究成果の公表と社会への還元	2
IV 社会貢献の積極的な展開	
1 地域社会との交流・連携	8
2 生涯学習の支援	5
3 地域産業との交流・連携	9
4 国際交流の推進	14
V 自主的・自律的な管理運営体制の確立	
1 戦略的・機動的な大学運営の推進	16
2 教育研究環境の整備	9
3 柔軟で多様な教員人事制度の構築	9
4 事務組織の機能強化と業務の効率化	6
5 点検・評価と情報公開	7
小計	191
VI 各部局ビジョン	
1 経済学部	3
2 経営学部	4
3 工学研究科	7
4 物質理学研究科	4
5 生命理学研究科	4
6 環境人間学部	2
7 看護学部	5

8 応用情報科学研究科	4
9 会計研究科	5
10 経済経営研究所	4
11 高度産業科学技術研究所	3
12 自然・環境科学研究所	3
13 地域ケア開発研究所	6
14 学生部	5
15 総合教育センター	5
16 学習総合情報センター	3
17 生涯学習交流センター	2
18 産学連携センター	5
19 国際交流センター	6
小計	80
合計	271

第2期中期計画の大項目は、Ⅰ基本目標を除くと5項目である。この5項目と第1期中期計画の大項目6項目と比較すると、第1期中期計画の大項目「Ⅴ 3大学統合によるメリットの発揮と課題の解消」は削除されている。第1期中期計画の大項目「Ⅵ 大学情報の積極的な公開・提供及び広報の充実」も削除されているものの、その実質的内容は第2期中期計画では「Ⅴ 自主的自律的な管理運営体制の確立」の中に包摂されている。

第1期中期計画の大項目のⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳは若干表現は変更されているものの実質的内容は第2期中期計画の大項目Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴに引続がれている。一方、第2期中期計画では、第1期中期計画に設けられていなかった大項目「各部局ビジョン」が設けられている。

第2期中期計画の大項目Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴに含まれている中項目は24項目、小項目は191項目であり、第1期中期計画の中項目27項目、小項目193項目とほぼ見合っている。第2期中期計画の「Ⅵ 各部局ビジョン」には19部局の将来構想と重点目標が掲げられており、この重要目標の項目は80項目である。

以下、目次に従い、主要な内容を要約する。

Ⅰ 基本目標

第1期中期計画と同じであり、次の「目指す大学像」が追加されている。

- 教育の成果を誇り得る人間性豊かな大学
- 先導的・独創的な研究を行う個性豊かな大学
- 世界に開かれ、地域とともに発展する夢豊かな大学

Ⅱ 教育の一層の充実・強化

1 教育体制・教育課程の充実強化

- ・「総合教育センター」を中核とした各学部間、担当教員間の連携強化による全学共通教育の充実

- ・教育内容、教員当たり担当科目数・学生数等にも配慮した適正な教員配置
 - ・教育研究に係る責任体制が明確になるよう、教員組織の見直し
 - ・教育補助者（TA）の資質向上を含めたその充実と適切な活用
 - ・「情報通信技術を活用した教育支援システム」の整備
 - ・「くさび型（学年に応じて専門科目と教養科目をバランスよく履修する）」の教育を目指したカリキュラム編成と教養教育の充実
 - ・キャンパス間で行う「遠隔授業」について、運用実績、教育方法等の評価を行い、平成19年度中に遠隔授業システムの再構築について検討。
 - ・学生の海外留学、国際的な学生会議等への参加
 - ・シラバスや進級・卒業要件に基づく、単位認定等の厳正化
- 2 学生の受入
- ・アドミッションポリシーや大学説明会などの積極的な入試広報の充実
 - ・一般選抜・推薦入学、AO入試等の入学者選抜制度の検証と充実・改善
 - ・入試ミスの未然防止、早期検出、早期対応
- 3 全学共通教育の充実
- ・日本語による論理的な文章作成、発表、討議能力を高めるために新たな科目の設置
 - ・英語による授業や海外英語訓練プログラムの検討
 - ・「共通教養科目」「課題別教養科目」及び「他専攻科目」の充実
 - ・倫理観や人間性も重視した全人格的教育（リベラルアーツ教育）の充実
- 4 社会ニーズに対応した専門教育の展開
- ・各学部・研究科において、社会的ニーズを踏まえ、より質の高い専門教育プログラムの構築
 - ・各学部・研究科の特性に応じて地域の自治体や産業界と連携し、地域連携教育やインターンシップ等の実践・体験型教育の積極的な活用
 - ・地域の自治体・産業界との連携による実践的な教育プログラムの充実
 - ・会計研究科（専門職大学院）の充実と「経営専門職大学院（MBA）（仮称）」「景観園芸専門職大学院（仮称）」設置可能性の検討
 - ・環境人間学部における「管理栄養士養成課程」の設置
 - ・看護学部・看護学研究科・地域ケア開発研究所の連携のもと、「兵庫県立大学附属助産所（仮称）」設立の検討
 - ・成績評価等の正確さを担保する仕組みの構築
- 5 学生の支援
- ・学生副部長及び学部学生部長等によるきめ細かく、責任ある学生生活支援の推進
 - ・学生の心身の健康相談を充実するため、専門家によるカウンセリング体制の確保

- ・奨学金情報の組織的な収集、インターネット活用等新たな奨学金制度の開拓
 - ・授業料免除制度等を活用した成績優秀学生のインセンティブを高める方策の検討
 - ・学生のキャリア形成及び就職支援等に、組織的に対応する「キャリアサポートセンター（仮称）」の設置検討
 - ・クラブ活動や統一大学祭への協力、スクールバスの運行など交流環境の整備
- 6 学術情報環境の充実
- ・計画的な教育研究資料の整備・保存・活用・自習環境の充実、情報処理教育の推進のほか、最新情報処理システムへの更新と合わせてネットワーク基盤の重点的な再整備
 - ・研究活動の利便性の向上と電子ジャーナル等電子コンテンツの充実
 - ・学術情報の利用に関するガイダンスの充実と学術情報館の利用時間の延長など利用者の利便性向上
- 7 積極的な大学教育改革の推進
- ・学生や学外関係者の意見等も反映した教育の状況に関する定期的な自己点検・評価の実施
 - ・教育の状況に関する自己点検・評価の結果に基づき、授業内容、教材及び教授技術等の継続的改善
 - ・授業改善懇談会、教員相互の授業参観制度、教員研修会等、全学的なFD（Faculty Development）の推進
 - ・教育の目的達成のため、その研究活動や研究業績等の明確化
 - ・副専攻選択制度、デュアルディグリー制度等の導入検討
- 8 教育の成果
- ・単位取得状況や卒業（修了）後の進路の状況等、教育の成果についての検証・評価
 - ・外部の教育課程認定制度を活用した教育成果の検証
- 9 中高大連携教育の実施
- ・中高一貫教育の展開と大学との連携・協力関係の強化

Ⅲ 研究のさらなる発展・高度化

1 研究体制の充実強化

- ・SPring-8、次世代スーパーコンピューター、WHO神戸センター、カーネギーメロン大学日本校など県内の研究機関等との連携
- ・多様な研究資源を効果的に活用しつつ、研究成果の共有を強化し、幅広い共同研究を推進
- ・インキュベーションセンターの活用等により、新規起業につながるような共同研究の推進

- ・ 研究に関する外部評価や自己点検・評価等による研究活動の検証、質の向上・改善
- ・ 研究推進に関する施策の企画・立案等を行う全学的な組織・体制の整備

2 新たな研究拠点の整備・充実

- ・ 「ピコバイオロジー研究センター（仮称）」の開設と段階的な充実強化
- ・ 医産学官連携の共同研究を推進する「社会応用情報科学センター（仮称）」の設立検討
- ・ 自然・環境科学研究所の新部門「森林・動物系」によるワイルドライフマネジメント（野生動物の保全管理）の推進

3 研究の高度化・重点化

- ・ グローバルCOEの採択等、国際的に卓越した教育研究拠点となり得る取組の推進
- ・ 専門領域の連携による学際的研究の推進
- ・ 兵庫県の地域特性を踏まえ、県民のニーズや地域課題に対処する研究の積極的推進
- ・ 中期研究計画書の提出を制度化、研究成果の目標設定と評価システムの構築、評価結果を研究費の重点的配分に反映する制度の検討

4 共同研究の推進と外部研究資金の確保

- ・ 学外研究機関との共同研究や客員研究員制度の活用
- ・ 産学交流会への参加や合同発表会の運営等、積極的に産学連携機会の開拓
- ・ 科学研究費補助金申請については、平成21年度には85%の申請率（全教員に占める申請件数の割合）を目指す

5 研究支援

- ・ 「産学連携センター」が中心となった各種研究助成金等の公募情報や企業等の研究ニーズに関する情報等の収集
- ・ 「産学連携センター」にコーディネーターによる先導的大型研究プロジェクト申請のアドバイス

6 研究成果の公表と社会への還元

- ・ 研究成果のセミナー、シンポジウム等を通じて社会への還元
- ・ 研究業績を公開する「研究者データベース」の研究者登録率を100%とする。

IV 社会貢献の積極的な展開

1 地域社会との交流・連携

- ・ 県内における調査研究受託等によるシンクタンク機能の強化や地域課題の解決支援
- ・ 地域との交流・連携の全学的な促進、連携活動の企画・立案、調整等を行う全学組織の検討
- ・ 各キャンパスの特性に応じ、関連する地方自治体、産業界、NPO等との間で教員や研究員等の交流推進

2 生涯学習の支援

- ・総合大学としてのメリットを生かした各学部等が連携した公開講座の検討
- ・社会人のリカレント教育や高度な教養教育等、多様な生涯学習ニーズに応える生涯学習機会の提供
- ・特色ある県立大学施設を活用したアカデミック・ツーリズムプログラム、県教委と連携した県立学校教員のキャリアアップ講座、文化人等の客員講師制度などの実施
- ・生涯学習事業の展開において、参加者確保の状況、県民等参加者からの満足度など事業成果の検証、改善

3 地域産業との交流・連携

- ・中小企業の創業・第二創業の支援、技術指導など、研究成果を地域・社会に還元し、地域振興に寄与
- ・大学の研究活動や研究成果に関する情報をデータベース化し、産学連携活動の促進
- ・インキュベーションセンターを活用した共同研究等の推進
- ・ニュースパルの整備充実、民間利用促進のための利用環境の充実

4 国際交流の推進

- ・兵庫県に集積する国際関係機関との連携を深め、国際貢献に寄与
- ・協定交流大学との私費留学生に係る単位互換、単位認定制度や推薦入学制度の検討
- ・兵庫県住宅供給公社との覚書に基づく受入留学生の宿舍確保
- ・国際的な人的ネットワークの形成を図り、長期的な国際交流・国際貢献に資するため、帰国外国人留学生や研究者に関するデータベースの構築を検討

V 自主的・自律的な管理運営体制の確立

1 戦略的・機動的な大学運営の推進

- ・学長特別補佐や調査分析・企画立案業務等を担当する臨時組織を活用した学長補佐体制の強化
- ・学外有識者を構成員に含む「運営協議会」に加え、新たに経済団体やマスコミ等との懇談会を開催し、社会の意見を大学運営に反映
- ・県立大学の自己点検・評価に併せ、国立大学法人・公立大学法人の運営状況を調査し、法人化の成果と課題等の検証とともに県立大学の運営に反映
- ・各部局等の個性・特長の明確化と大学全体のブランド力向上のための戦略の検討
- ・後援会及び同窓会との連携・協力体制の構築と全学的な合同組織の設立

2 教育研究環境の整備

- ・教育研究施設・設備の整備について中長期的な視点での検討、施設・設備の計画的な整備

- ・情報ネットワークの運用体制整備とネットワーク環境、情報処理環境及びマルチメディア環境の充実
 - ・施設・設備の有効活用を図るため、施設等の運用方針又は利用手引き等の整備
- 3 柔軟で多様な教員人事制度の構築
- ・教員採用にあたっては、「公募」を原則とし、適格者を広く国内外から求める
 - ・任期制の適切な運用と部局特性に応じた任期制適用教員の範囲拡大の検討
 - ・教員の採用基準及び昇格基準の明確化
 - ・学生による授業評価や教員の自己評価等を参考とした教員の定期的評価の実施
 - ・教員の教育・研究・社会貢献・学内業務等の活動に対する、教員評価手法の開発と柔軟な処遇のあり方の検討
 - ・教員の一定数を大学全体で運用する制度や教員の再配置のあり方等の検討
- 4 事務組織の機能強化と業務の効率化
- ・事務組織に関する自己点検・評価の実施と柔軟な組織編成及び人員配置
 - ・情報化の推進、定型業務の集約化、効果的な外部委託などの具体化等、効率的な事務執行
- 5 点検・評価と情報の公開
- ・平成21年度に認証評価機関による評価を受けることを前提とした点検・評価の体制の構築
 - ・評価結果を学内における人員・予算配分へ反映させる仕組みの検討
 - ・全学的な広報戦略の確立と全学的広報活動の強化
 - ・各部署長等は具体的な推進方策を策定するとともに、責任を持って、その推進状況の管理及び自己点検・評価を行う。

VI 各部署ビジョン

この大項目では、各部署ごとの「将来構想」と「重点目標」が記載されている。この大項目は第1期中期計画では設けられていなかった部分であり、第1期中期計画では計画項目がどの部署に関係するのか解りづらい部分が多かったが、この点は相当解りやすくなっている。以下、各部署の「重点目標」を要約して記載する。

経済学部	<ul style="list-style-type: none"> ・体験学習・フィールドワークを加味した新たな教育プログラムの構築 ・大学での勉学意欲を向上させるインターシップ（就業体験）の推進 ・多様な入試制度の点検と改善
経営学部	<ul style="list-style-type: none"> ・経営専門職大学院（通称 MBA）の開設 ・「夜間主コース」の経営専門職大学院への統合 ・経営専門職大学院を中心とした地域の「ビジネスマン」の育成
工学研究科	<ul style="list-style-type: none"> ・日本技術者教育認定機構認定教育プログラムの導入等、21世紀の経済活動を支える人材の育成 ・先端工学研究に関する研究プロジェクト体制の推進による技術知の供給 ・5年毎の教授等教員の資格審査の実施 ・インキュベーションセンターの有効活用等による地域への貢献 ・学部入試制度の改革 ・高校生への広域活動の促進
物質理学研究科	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバルCOEプログラム申請等による物質理学研究のさらなる推進 ・6年制による学部・大学院一貫教育システムの構築 ・「若手インキュベーションセンター」の設置検討など研究交流のさらなる拡充 ・受験生への広報活動の拡充
生命理学研究科	<ul style="list-style-type: none"> ・化学反応としての生命現象を究極的精密さで解明する「バイオロジー」の確立と展開 ・「バイオロジー - 原子レベルの生命科学」によるグローバルCOEプログラム申請 ・入学時からの大学院進学コース設置による大学院前期課程までの6年制の構築 ・大学院博士後期課程の充実
環境人間学部	<ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士養成課程の設置 ・環境栄養学科（仮称）等の新設など、学部における学科・コースのあり方についての検討
看護学部	<ul style="list-style-type: none"> ・学生、卒業生、修了生との強い絆づくり ・県下医療保険福祉施設を有機的に支援する等、地域に貢献できる情報拠点の構築 ・グローバルCOEへの応募による災害看護学のさらなる充実 ・国際交流の推進 ・がん看護専門看護師の養成に参入
応用情報科学研究科	<ul style="list-style-type: none"> ・学生間の情報科学に関する知識レベルの格差等に配慮したきめ細やかなカリキュラムの編成 ・学際的分野を開拓する教育研究方法の改革及び教育研究体制の改組（専攻制）の検討 ・創造力豊かな若手研究者の育成を目指す魅力ある大学院教育研究の展開 ・社会応用情報科学センターの設立とその運営
会計研究科	<ul style="list-style-type: none"> ・高度で専門的な職業能力を有する会計専門職業人を育成する教育の充実 ・FD活動の積極的な展開による教員の資質の維持向上 ・独自教材の開発など、ソフト面を含む教育環境の整備 ・積極的な情報公開 ・会計研究科・経営学研究科・経営学部との連携
経済経営研究科	<ul style="list-style-type: none"> ・産学連携による高度職業人育成のためのインターシップ等の高度教育プログラムの提供 ・学外研究機関等との連携による複合領域での共同研究の推進 ・地元自治体等との連携による地域課題への取組の推進 ・豊富な研究資料の外部提供

高度産業科学技術研究所	<ul style="list-style-type: none"> ・材料分析・評価分野における産業利用を促進する産業用分析プラットフォームの設置と活用 ・研究目的に限定しないニューラルの有償利用制度と運転体制の構築 ・EUV光の応用、産業用材料分析研究など、研究クラスター制による先端研究の推進
自然・環境科学研究所	<ul style="list-style-type: none"> ・目標設定の評価を研究費配分に生かす、多様な基準に基づく評価システムの構築 ・森林・動物系における野生動物保全管理活動の充実 ・高度職業人の育成に対応する「景観園芸専門職大学院」の設置
地域ケア開発研究所	<ul style="list-style-type: none"> ・まちの保健室等の実績に基づいた常設の実践場の整備による地域住民の健康の維持・増進 ・WHO協力センターとしての災害看護研究・教育の成果発信と、グローバルCOE獲得 ・県下看護者への実践・教育の支援ネットワーク拠点の形成 ・アジアの地域看護者育成プログラムの普及 ・県立大学附属「助産所」設置の検討
学 生 部	<ul style="list-style-type: none"> ・「キャリアポートセンター(仮称)」の設置検討など学生のキャリア形成・就職支援 ・保健室職員の専門性の向上やカウンセリング体制の充実等による学生の健康管理・安全確保 ・相談員等の解決能力の向上、防止意識の向上等による学内におけるハラスメントの根絶 ・後援会等組織の連携強化・充実 ・学生ニーズや社会情勢の正確な把握と的確な対応
総合教育センター	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな科目の導入によるグローバル・コミュニケーションの強化 ・くさび型教育を目指したカリキュラム編成による教養教育の充実 ・大学教育の質を保証し、教育方法の改善を図るFDの強化 ・アドミッション・ポリシーの周知徹底 ・入学生選抜方法の工夫
学術総合情報センター	<ul style="list-style-type: none"> ・電子ジャーナルの導入など学術情報館の電子化の推進 ・ネットワーク基盤の重点的再整備等による情報システムの管理・運営体制の強化 ・情報検索や情報セキュリティ等、学術情報館の利用教育の推進
生涯学習交流センター	<ul style="list-style-type: none"> ・県民ニーズと県立大学の特色を踏まえた生涯学習プログラムの展開 ・ひょうご大学連携推進機構等の他機関と連携した生涯学習プログラムの展開
産学連携センター	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ニーズに対応した地域貢献型産学官連携の推進 ・インキュベーションセンターを活用した次世代産業の育成推進 ・産学連携センターコーディネーターによる大型研究プロジェクトの獲得支援 ・研究者データベースによる情報発信 ・知的財産の適切な管理及び有効活用の推進
国際交流センター	<ul style="list-style-type: none"> ・英語による授業の実施の検討 ・「兵庫県立大学ワシントンキャンパス構想」の検討 ・協定交流大学からの推薦入学の検討 ・海外大学との単位互換、単位認定制度の拡充 ・外国人留学生、研究者、教員への住宅確保 ・海外における人的ネットワークの形成

(2) 第2期中期計画に対する意見

第2期中期計画を閲覧し、質問等により検討した結果、包括外部監査人の意見は次のとおりである。

① 全般的評価

第2期中期計画には、大項目「VI 各部局ビジョン」が設けられており、第1期中期計画に対する意見として取り上げた「計画項目の担当部局が解りにくいという問題」はかなり解消された。また第2期中期計画では、相当の計画項目につき「自己評価指標」を付記しており、第1期中期計画に対する意見として取り上げた「計画達成度の測定基準が不明瞭であるという問題」も相当解消されている。

一方、第2期中期計画においても、計画項目は網羅的であり、その意欲は感じられるが、第1期中期計画と同様に重要ポイントが明確でなく特色の乏しいものになっている。また、第1期中期計画の自己評価でⅢ順調に実施していると評価された項目が再度計画項目に計上されているが、その旨の説明がないため、第1期計画との繋がりが解りにくいものになっているほか数値目標、達成時期の明示が充分でないなど難点も指摘される。しかしながら、大学認証評価基準を踏まえた新規の重要な計画項目が多数盛り込まれていることから、かなりハードルの高い計画になっており、全体としては第1期中期計画に比べより良い計画になっていると認めた。

なお、個別的には次の問題点が指摘される。

② 計画項目の重要度が解りにくい。

第1期中期計画に対する意見でも取上げた事項であるが、計画項目には重要性の度合にかなりの差異があるはずであるが、その重要性が識別できるような記載になっておらず、項目が分類され羅列されているだけである。メリハリがなく、計画の特色、目玉になるような目標が解りにくいものになっている。県立大学として向う3年間で達成すべき最重要課題が何であるのかを明確にアピールすべきであったと思われる。

なお、新規に取り上げられた項目44項目（大項目「VI 各部局ビジョン」を除く4大項目中の小項目（191項目）の内、新規項目は44項目である）の内、包括外部監査人が重要と判断した項目は次の12項目である。

計画番号	計 画 内 容
Ⅱ1(3)	教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担と相互の連携体制を確保し、教育研究に係る責任体制が明確になるよう教員組織を編成するため、各部局も目的や特性を踏まえ適宜点検を行い、必要に応じて教員組織の見直しを行う。
Ⅱ4(16)	各学部・研究科においては、学部・大学院別に組織として成績評価等の正確さを担保する仕組みを構築するとともに、学生にこれを周知し、適切な運用を図る。
Ⅱ7(1)	教育活動の実態を示すデータ・資料(学生の単位取得状況、シラス、授業評価結果等)を収集・蓄積するとともに、学生や学外関係者の意見等も反映しながら、教育の状況に関する定期的な自己点検・評価を行う。
Ⅱ7(4)	教育の状況に関する自己点検・評価の結果に基づき、総合教育センター及び各学部・研究科は教育課程の見直し等を検討するとともに、各教員は授業内容、教材及び教授技術等の継続的改善を行う。
Ⅱ7(7)	教育の目的を達成するための基礎として、各教員は教育内容等と関連する研究活動を行い、その研究活動や研究業績等を明らかにする。
Ⅱ8(1)	各学部・研究科は、学生が身に付ける学力、資質、能力や養成しようとする人材像についての方針を明らかにするとともに、平成20年度から単位修得状況、学生による評価、卒業(修了)後の進路の状況等、教育の成果について検証・評価する。
Ⅲ1(6)	各分野の研究に関する外部評価や自己点検・評価等により研究活動の状況を検証し、その質の向上・改善を図る。
Ⅲ1(7)	重点研究分野の設定、学際研究プロジェクトの促進、萌芽的研究の支援など、大学としての研究推進に関する施策の企画・立案等を行う全学的な組織・体制の整備を図る。
Ⅳ2(6)	生涯学習事業の展開において、参加者確保の状況、県民等参加者からの満足度など事業の成果を検証し、その質の向上・改善を図る。
V3(3)	教員の採用及び昇格等を適切に行うため、教員の採用基準及び昇格基準を明確にし、その運用に当たっては、学士課程における教育上の指導能力や大学院課程における教育研究上の指導能力等の評価を考慮するなど、適切な運用を行う。
V3(4)	学生による授業評価や教員の自己評価等を参考に教員の教育活動に関する定期的な評価を行うとともに、その結果を踏まえ、必要な改善を図る。
V5(7)	各部局等は、それぞれのビジョンを実現するため、具体的な推進方策を策定するとともに、部局長等が責任を持って、その推進状況の管理及び自己点検・評価を行う。

③第1期中期計画からの継続項目を明示すべきである。

第2期中期計画のうち大項目「Ⅵ各部局ビジョン」を除く4大項目に含まれる小項目は191項目であり、第1期中期計画の小項目193項目と項目数はほぼ同じである。しかし第2期中期計画で新たに持ち上げられた項目が44項目あるので、147項目(191項目-44項目)が、第1期中期計画で持ち上げられた項目ということになる。このうち33項目は自己評価でⅡ十分実施できていないと評価された項目を再掲したものである。従って全項目197項目のうち60%を占める114項目(147項目-33項目)は自己評価でⅢないしⅣと評価された項目である。このように計画を順調に実施しているあるいは上廻って実施していると評価された項目を再掲しているのは、計画項目の網羅性を意図したものと考えられるが、このような項目はその旨明示して記載されていないため、第1期中期計画との関連、自己評価との関連が解りにくいものとなっている。再掲した項目については識別できるように記載すべきであったと思われる。

④数値目標や達成時期をより多く明示すべきである。

第2期中期計画において、研究者データベースへの研究者登録率は100%を目指すとか、科学研究費補助金申請率を平成21年度には85%を目指すなど、数値目標や達成時期を明示されているケースが第1期中期計画よりは相当増えているが、未だ、不十分であると思われる。科学研究費補助金等の競争的研究資金、産学連携プロジェクト、企業等との共同研究費や研究助成金など外部資金の獲得を図るため、戦略的な研究体制を構築するとか公募型研究事業に積極的に申請するとされているが、さらにこれら外部資金獲得金額目標ないし増額目標とか、知的財産件数、公開講座の開講目標数、客員研究員受入目標数、学生1人当たりPC設置目標台数等、数値目標を計画にもっと織り込むべきでなかったかと思われる。

また、達成時期の明示されていない計画項目は、計画最終年度の平成21年度が必ずしも達成目標時期ではないと思われる。例えば、計画項目番号Ⅲ1(7)「重点研究分野の設定、学際研究プロジェクトの促進、萌芽的研究の支援など、大学としての研究推進に関する施策の企画・立案等を行う全学的な組織・体制の整備を図る」やV2(5)「施設・設備の有効活用を図るため、施設等の運用方針又は利用手引き等を整備するとともに、利用者への案内・周知を行う」は各々の整備時期を計画に織込むことが出来たのではないかと思われる。

⑤中期計画に外部評価を受けるべきである。

第1期中期計画の自己点検・評価結果に対して、外部委員で構成されている兵庫県立大学評価委員会において評価を受け、評価報告書が公表されているが、第2期中期計画は外部評価が受けていない。しかしながら中期計画は県立大学の業務遂行の具体的指針を掲げるものであり、自己点検・評価以上に重要なものである。また、公立大学法人の場合は中期計画につき外部の第三者評価委員会の評価を受けることが義務付けされている。これらのことから、中期計画自体についても県立大学評価委員会の評価を受けることが必要と考えられる。第2期中期計画(案)を作成し、これに対する意見、提案を一般に募集した時期(平成19年6月8日から平成19年7月6日)に併せて、外部評価も受けるべきであったと思われる。

17. その他の事項

(1) 公立大学法人化の再検討について（意見）

少子高齢化社会の進行、国、地方における構造改革の推進など、これからの大学運営はますます厳しくなるものと予想される。このような状況下で、国立大学は平成16年度から国立大学法人法に基づき一律に法人化された。公立大学についても、平成16年4月に地方独立行政法人法が施行され、法人化が可能となった。文部科学省大学振興課の平成19年9月の調査資料によれば、平成19年度迄に公立大学法人化された大学は34校、平成20年から21年度に法人化が予定されている公立大学は10校あり、おおむね公立大学（平成18年度末89校）の半数が法人化又は法人化予定となっている。

公立大学法人は、国立大学法人が法律により一斉に法人化されたのと異なり、地方議会の議決を経て、国の許可を受けて設立することになっており、法人化するかどうかは任意選択であり、当県立大学は現在のところ法人化を選択していない。

この公立大学法人（地方独立行政法人）は地方公共団体の組織と別組織ならではの利点を活かし、サービス提供手法の自由度をできるだけ高めながら効率的・効果的に事業を執行しうる新しい仕組みであるといわれている。

地方独立行政法人法第2条（定義）において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務・事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的・効果的に行わせることを目的として、地方公共団体が設立する法人をいう」と定められている。

この公立大学法人化制度の利点としては次の点が上げられている。

a. 大学運営面

- ・公立大学法人では、法人の長に権限が集中するため、自己決定・自己責任が徹底されることから、運営面の改革等がより効率的・効果的に遂行できる。即ち、役員会等の設置や学外有識者の登用など幅広い視野から運営できるほか業務執行にあたり県の上位組織の意図確認や関係組織との調整が軽減される。
- ・毎年度の予算の議会の議決が不要となり、年度途中で喫緊の課題に対しても中期計画の範囲内であれば当初予算からの流用や前倒し執行が可能となり、単年度主義の弊害である年度内予算消化というパターンから脱却できる。また、中期計画内の剰余金の繰越が認められ、より弾力的な法人運営が可能となる。

- ・外部資金の受入等の手続の簡素化が可能となり、民間企業との共同研究や研究助成金の受入等が促進される。
- ・「目標→計画・実施→評価→業務運営への反映」という流れが義務付けられ、大学の役割の明確化とより望ましい大学運営が推進される。

b. 人事制度面

- ・役職員の身分は非公務員となり、職員の任用、給与等が法令等により厳格に定められることがないため、弾力的な人事システムを採用することができる。即ち、業績評価を反映して独自の報酬・給与制度の採用、兼職・兼学の規制緩和及び勤務形態・勤務時間管理の弾力化が可能となる。
- ・任期制等の多様な採用形態の導入により、教員の流動性が高まり、県の人事異動のサイクルからはずれることにより、人的資源を有効に活用できるほか、大学専門事務職員を養成しやすくなる。

c. 会計・情報公開面

- ・公立大学法人は企業会計原則をベースとした貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書等で構成される財務諸表の公表並びにそれに対する公認会計士等による会計監査が義務付けられるため、財務内容の明瞭性、透明性が確保できる。
- ・第三者機関である評価委員会により業績評価を受け、公表しなければならず、情報公開による説明責任が確保されると共に、教育研究の質の向上等業務改善のインセンティブが働く。

一方、欠点としては次の点が上げられている。

- ・公立大学法人は設立団体からの長期借入を除き、独自で長期借入や債券発行して資金調達出来ず、中期計画に定めた短期借入金限度額が限度となるため、資金不足時に資金手当ができないというリスクがある。
- ・公立大学は地方公共団体の政策形成、施策展開に連携して重要な役割を担うことが期待されているが、中期計画の範囲内で自主性が認められているので独立性が強調され、この役割が十分果たされないリスクがある。
- ・法人化により、県の組織から外れることとなり、人事、会計財務、法務等の専門の組織や人材を独自に配置することが必要になる。

- ・教職員の優秀な人材が県から離れて法人化した後も容易に確保できるかどうか定かでない。
- ・地方独立行政法人会計基準等に沿った財務会計システムの開発費、理事、監事の役員報酬や会計監査人の監査報酬等新たに多額のコストが発生する。

県立大学でも大学の地方独立行政法人化の当否について、第1期中期計画Ⅳ(8)において「(1) 国立大学法人の運営状況及び他府県の公立大学法人化の検討状況を調査し、法人化の成果と課題等を検証する。(2) 法人制度のあり方を取り入れる本学の組織・財政・活動状況を点検・評価し、その課題と対応策を調査・研究する。(3) 上記(1)(2)の状況を踏まえ、大学や地域にとっての効果や意義等を慎重に考慮しながら、法人化の適否について検討する。」としていたが、第2期中期計画Ⅴ1(11)においては「県立大学の組織・財政・活動状況の自己点検・評価に併せ、国立大学法人・公立大学法人の運営状況を調査し、法人化の成果と課題等を検証するとともに、県立大学の運営に反映させる。」としているように、法人化についての姿勢に前進はみられない。

また県においては法人化のメリット・デメリットを見極めたうえで3県立大学を統合し、本県立大学を開学するに当たっては、法人化のメリットとして通常考えられている部分を積極的に導入したとし、その例を次のように掲げている。

- 「①学長が強いリーダーシップを発揮できるように複数の副学長を配置したり、学長の裁量予算を大幅に拡充するとともに、②大学が作成する「中期計画」に基づき自主性の高い運営を行い、県がその業績を評価してその運営に反映させる仕組みの導入や、③そのために必要な評価委員会の設置、④大学運営を経営面から審議する「運営協議会」の創設による学外者の意見を反映するシステムの導入、⑤大学の運営状況の公表の義務付け等をすべて条例上明記し、自律的で効率的な大学運営を推進することとしたところであり、また、⑥助手について任期制を導入するとともに、⑦教員の公募制についてもその確立を図ったところである。

さらに、独自の試みとして、兵庫県立大学が、県の施策と密接に関連し、地域ニーズに応じた産学官連携等の地域貢献を強く期待される大学であることを踏まえ、県の職員により構成する大学事務局については、教員組織とともに大学運営の両輪として機能するよう事務局の一元化を図るとともに、その事務局長については、一般職の最高幹部(県理事)が兼ねることとした。そのため、県の政策形成と大学運営とを密接に関連されることができ、県と大学相互にニーズの把握やそれぞれが持つ資源の活用などを円滑に行っている。

このように、本県では、直ちに兵庫県立大学の法人化そのものを図るのではなく、法人化のメリットが明らかな部分についてはその導入を図りつつ、県立大学の運営を見定め、また国立大学法人等の成果や課題等を見極めながら、対応していくこととしているところである。

大学運営を工夫することにより、法人化せずとも、教育・研究の水準の向上や大学運営の活性化を図ることができ、むしろ公立大学であることの方が、国立私立を含めた多様な大学全体の中においてその個性や優位性を保つことができるかもしれない。」（都道府県展望（2004年9月号）における兵庫県知事の「知事直言」より引用）

上記のとおり、県は公立大学法人化については、消極的立場をとっている。

しかしながら、次のような課題の解決の為には、法人化が有効であると考えられる。

- ・ 県立大学の会計情報が明瞭性に欠け、かつ公表されていないなど透明性に欠ける。県立大学が使用している土地・建物・構築物・機械装置・器具備品等の投資額並びに県立大学にかかっている県民負担額が不明である。
- ・ 自己決定・自己責任のもとで、職員の意識改革と共に運営改革を進める必要がある。
- ・ 予算の機動的、弾力的な運用の仕組みが必要である。
- ・ 柔軟な任用、人事制度の導入並びに長期的な視野に立った計画的な人材の育成、人員計画の立案が必要である。
- ・ 長期的な視野に立った設備計画、修繕計画の立案が必要である。
- ・ 研究助成金等受入額を有効活用するために次年度以降に繰越できる仕組みが必要である。
- ・ 複式簿記による資産管理が出来ていないため、備品等の管理体制が不備である。

また、公立大学の約半数が法人化を選択しているという事実は十分評価すべきであること、更に平成18年12月に公表された兵庫県立大学評価委員会の報告書においても「法人化については、国立大学法人や公立大学法人の成果や課題を検証するとともに、県立大学の運営実態も踏まえながら、その適否を検討することを期待する。」との意見が付されていることも重く受けとめる必要がある。

県立大学の管理運営に要する一般財源の県民に対する説明責任を果たしていくためにも今後共、継続的、積極的に法人化の可否を検討することが必要と考える。

(2) 単年度の事業計画及び事業報告書の作成について（意見）

公立大学法人では単年度の事業計画書及び事業報告書を作成し公表しているが、県立大学では公立大学法人が作成しているような大学全体をまとめた単年度の事業計画は作成されていないほか、毎年度の事業報告書も作成されていない。

3年ごとの中期計画は作成されているが、これをもって単年度の事業計画に代用できるものではない。

県立大学は法人化せずとも法人化のメリットが明らかな部分についてはその導入を図ることとされているところから、単年度事業計画と事業報告書を作成し公表することが望まれる。

18. 指摘事項及び意見のまとめ

上記監査結果に記載した指摘事項及び意見につき一覧できるよう項目を整理するとともに、これら項目のうち包括外部監査人が特に重要度が高いと判断した項目には◎を付し、次いで重要と判断した項目に○を付して、その判断理由を簡単にコメントし、指摘事項及び意見のまとめとした。

本文参照No.	項 目 等	重要度
1	収納事務に関する事項 B 大学授業料 (3)④ 学生情報システムの利用上の不備について (意見) (3)⑤ 未収管理の統一的な取扱いについて (意見) D 大学公開講座受講料 (3)① 即納書用紙の管理について (意見) (3)② 公開講座受講料の見直しについて (意見) E 大学入学金 (3)① 入学金算定資料の内部チェックについて (意見) F 入学考査料 (3)① 入学考査料算定資料の内部チェックについて (意見) I 延滞金 (3)① 延滞金算定誤りの再発防止について (意見) K 県立大学外部研究等資金受入金 (3)② 県立大学学術奨励会の預金残高の管理について (意見) L 雑入 (3)① 前受金の受払管理について (意見) (3)② 療費の負担額の見直しについて (意見) (3)③ 前受金徴収額の見直しについて (意見) M 後援会収入 (3)① 現預金残高管理の必要性について (意見)	○
	<p>上記はいずれも意見であるが、これらのうち現金というリスクの高い資産の管理手続に関する事項は重要性が高いと判断し、K(3)②、L(3)①及びM(3)①につき○を付した。また、L(3)②の問題は負担の公平化という観点から重要性を認め○を付した。</p>	
2	教育研究活動に関する事項 (3) 教員割当研究費について ① 教員割当研究費の見直しについて (意見) ② 教員割当研究費等の予算と実績の管理について (意見) (4) 特別教育研究助成金について ① 特別教育研究助成金の管理について (意見)	◎ ○ ○

本文参照No.	項 目 等	重要度
(6) ① ② ③ ④	共同研究について 経費支出明細の作成不備について（意見） 共同研究完了報告書の提出洩れについて（指摘事項） 研究費で購入した備品の管理台帳記帳遅れについて（指摘事項） ニューパルの利用料について（意見）	
(7) ① ② ③ ④	受託研究について 経費支出明細の作成不備について（意見） 受託研究完了報告書の提出洩れについて（指摘事項） 研究費で購入した備品の管理台帳記帳遅れについて（指摘事項） 受託業務の収支処理洩れについて（指摘事項）	○
(9) ① ② ③ ④ ⑤	研究助成金について 県立大学学術奨励会の内規違反について（意見） 県立大学学術奨励会で保有する現預金残高の開示について（意見） 高度産業科学技術研究所における事務処理担当部署について（指摘事項） 備品の寄附処理洩れ等について（指摘事項） 助成金出納計算書の作成洩れについて（指摘事項）	◎ ○
(10) ① ② ③	科学研究費補助金について 備品の寄附処理洩れ等について（指摘事項） 科学研究費支出簿の重複記帳について（意見） 研究経費の二重払いについて（意見）	○ ◎
(11) ① ②	21世紀COE補助金について 収支簿の作成洩れについて（指摘事項） 備品の寄附処理遅れについて（指摘事項）	○
(13) ① ② ③ ④ ⑤	研究費による備品購入手続の不備について 物品購入に係る納品書等の日付について（指摘事項） 県立大学としての備品調達手続の統一について（意見） 購入理由書の作成洩れについて（指摘事項） 相見積書の入手洩れについて（指摘事項） 見積書の添付洩れについて（指摘事項）	◎ ○
(14) ①	教員の海外派遣等について 海外派遣等に係る復命書の提出洩れについて（指摘事項）	◎
(15)	研究に関する中期計画について（意見） (3) ①教員割当研究費の見直しは、県立大学にとって基本的に重要な事項であり、旧来の慣習の打破を目指し取り組むべき課題であるので◎を付した。 (9) ①研究助成金の内規違反の問題は、金額的にも多額であり、かつ透明性に欠くという点で質的重要度も高いと判断し、◎を付した。また、これに関する(9) ②の現預金残高の開示の問題も重要であるので○を付した。	◎

本文参照No.	項目等	重要度
	<p>(10) ③研究経費の二重払い及び(13) ①納品書日付の問題は、支出にかかる証憑類の確認手続に関するもので基本的かつ重要な事務手続であり、不正行為に結びつく恐れもあるので◎を付した。</p> <p>(15) 研究に関する中期計画の制度化、研究成果の目標設定と達成度の評価システムの構築、評価結果を研究費へ重点的に配分する制度は上記(3) ①の教員割当研究費の見直しに結びつく基本的に重要な課題であるので◎を付した。</p> <p>(3) ②及び(4) ①の教員割当研究費及び特別教育研究助成金の予算と実績の管理の問題は基本的事項であり重要と認め○を付した。</p> <p>(7) ④受注業務の収支処理洩れは、県の歳入・歳出処理の適否にかかわる事項であり、重要と認め○を付した。</p> <p>(10) ②科学研究費支出簿の重複記帳の問題は、事務効率化の観点から重要と認め○を付した。</p> <p>(11) ①収支簿の作成洩れは、現預金の日常管理の問題であると共に、外部研究資金の使途管理の問題であり、基本的な事項であるので重要と認め○を付した。</p> <p>(13) ②備品調達手続統一の問題は重要な事務手続であるので○を付した。</p>	
3	<p>総合教育センターの教育改革に関する事項</p> <p>① 遠隔授業の推進について（意見）</p> <p>② 学生による授業評価アンケートについての問題点について（意見）</p> <p>③ 公開授業の推進について（意見）</p> <p>④ A〇入試の推進について（意見）</p> <p>②と③は共に教育改革にとって重要な手続であるが、これの実施状況に問題があるという意味で重要性を認め○を付した。</p>	○ ○
4	<p>② 学術総合情報センターの情報システムに関する事項 研究費の事務処理の電算化について（意見）</p> <p>上記②は研究費の事務処理に多大の人件費を費やしている状況から事務処理効率化の必要性が極めて重要と判断し◎を付した。</p>	◎
5 A (3) a	<p>人件費に関する事項</p> <p>報酬</p> <p>非常勤講師に関する事項</p> <p>① 報酬支給時間数の根拠不備について（意見）</p> <p>② 報酬支給額の計算ミスについて（指摘事項）</p> <p>③ 決裁書不備について（指摘事項）</p>	○ ○

本文参照No.	項 目 等	重要度
(3) b	非常勤嘱託（月額）に関する事項	
①	報酬の払い戻し処理について（意見）	○
②	決裁書の不備について（指摘事項）	
(3) c	非常勤嘱託（日額）に関する事項	
①	報酬支給日数の誤りについて（指摘事項）	○
②	海外出張中の休日の扱い見直しについて（意見）	
③	人事発令通知書と報酬決定額の不一致について（指摘事項）	○
④	決裁書の不備について（指摘事項）	
(3) d	外国人講師に関する事項	
①	同意書の正副区分明確化について（意見）	
②	在宅勤務の実態把握について（意見）	
③	出勤日数の確認について（意見）	
④	経験年数の扱い見直しについて（意見）	
B	賃金	
(3) a	臨時的任用職員に関する事項	
①	決裁書の不備について（指摘事項）	
(3) b	日々雇用職員に関する事項	
①	雇用通知書の作成洩れ等について（指摘事項）	
②	出勤簿の記載誤りについて（指摘事項）	○
③	決裁書の不備について（指摘事項）	
C	職員手当	
(3) a	超過勤務手当に関する事項	
①	超過勤務手当の支給月ズレについて（指摘事項）	
②	超過勤務命令簿の記載洩れ、記載ミスについて（指摘事項）	○
③	訂正印の押印について（意見）	
④	休憩時間の明示について（意見）	
(3) b	特殊勤務手当に関する事項	
①	夜間看護等手当の支給当否について（意見）	
②	交替制変則勤務手当の支給当否について（意見）	
E	報償費	
(3) ①	フューターに対する報償費の当否について（意見）	
②	外部委員に対する報償費の当否について（意見）	
F	給料	
(3) ①	受領印徴求洩れについて（指摘事項）	
G	退職手当	
(3) ①	退職手当の計算方法の不合理性について（意見）	
	A (3) a②、A (3) c①、A (3) c④、B (3) b②はいずれも人件費の支給額に関する誤りの問題であり、また A (3) a①、A (3) b①、C (3) a②はいずれも人件費支給額の誤りに結びつく恐れのある問題であることから、金額的には重要性は乏しいが、質的な重要性を認め、○を付した。	

本文参照No.	項目等	重要度
6	請負・委託契約事務に関する事項	
(3) B	本部関係	
①	検査調書作成の要否判断の明確化について（意見）	○
C	神戸学園都市キャンパス関係	
①	学舎清掃業務の確認手続の不備について（指摘事項）	○
②	決裁書の公印使用承認欄の押印洩れについて（指摘事項）	○
③	エレベーター保守業務の確認手続の不備について（指摘事項）	○
④	廃棄物処理業者の選定理由について（意見）	
D	姫路書写キャンパス関係	
①	決裁書の日付記入洩れについて（指摘事項）	
②	委託業務完了確認手続の不備について（指摘事項）	○
③	入試システム変更・処理業務にかかるセキュリティ対策について（意見）	
E	播磨科学公園都市キャンパス関係	
①	学舎清掃作業の確認手続等の不備について（指摘事項）	○
②	指名競争入札の業者選定について（意見）	
③	排水の調査項目の選定等について（意見）	
④	空気環境測定業務の回数について（意見）	○
⑤	エネルギー効率整備工事の工事検査調書の日付並びに工事起工何いの不備について（指摘事項）	◎
F	姫路新在家キャンパス関係	
①	公印の使用承認欄の押印について（指摘事項）	
②	委託業務検査結果通知について（意見）	○
G	明石キャンパス関係	
①	清掃委託業務の業務完了報告書の確認印洩れについて（指摘事項）	○
②	エレベーター保守点検作業報告書入手洩れについて（指摘事項）	○
③	環境整備委託業務の業務計画書と実施報告書の不備について（指摘事項）	○
④	警備業務委託契約の警備計画仕様書に記載の管理規定の不備について（意見）	
⑤	実習委託契約の随意契約審査会の要否の記述について（意見）	
H	高度産業科学技術研究所関係	
①	ニューラル運用等実施業務の検査通知洩れについて（指摘事項）	
②	委託業務完了報告及び検査調書の不備について（指摘事項）	○

本文参照No.	項目等	重要度
	<p>B①、C①、C③、D②、E①、E④、F②、G①、G②、G③、H②の11項目はいずれも委託契約に係る委託業務の完了確認手続が的確に行なわれていないケースである。委託した業務が洩れなく的確に実施されたかを検査し、検査調書を作成することは重要な業務であるので、これの不備については○を付した。</p> <p>E⑤エバーレ整備工事の問題は工事完了月が4月であるにもかかわらず、工事検査調書の日付を3月にするとか、予算に余裕ができたことから急遽行うことが決定された工事について工事起工伺い手続をとることなく、実施するという行為は質的重要性が高いと認め◎を付した。</p>	
<p>7</p> <p>A</p> <p>(3) ①</p> <p>②</p> <p>③</p> <p>B</p> <p>(3) ①</p> <p>②</p> <p>③</p> <p>C</p> <p>(3) ①</p>	<p>その他支出（需用費、旅費等）に関する事項</p> <p>需用費及び備品購入費</p> <p>支出負担行為兼支出決定書の不備について（指摘事項）</p> <p>支出決定書の出納長（出納員）の押印について（指摘事項）</p> <p>随意契約における見積書の徴収について（意見）</p> <p>旅費</p> <p>復命書の提出遅れについて（指摘事項）</p> <p>旅費命令簿の押印洩れについて（指摘事項）</p> <p>旅費の支払方法の改善について（意見）</p> <p>役務費、使用料及び賃借料</p> <p>支出負担行為兼支出決定書の決定者の適否について（指摘事項）</p> <p>A (3) ③は随意契約による場合、原則として2以上の者から見積書を徴さなければならぬという財務規則第97条の規定遵守に関する事項で、重要なものであるところから○を付した。</p>	<p>○</p>
<p>8</p> <p>(1)</p> <p>②</p> <p>④b</p> <p>(2)</p> <p>②</p> <p>(3)</p> <p>②</p>	<p>人事管理に関する事項</p> <p>インセンティブとしての給与等報酬制度について</p> <p>給料の調整額（大学院調整手当）の本給扱いの要否について（意見）</p> <p>兼業に関する事務手続の見直しについて（意見）</p> <p>人事評価制度について</p> <p>教員人事評価制度の導入について（意見）</p> <p>研修制度について</p> <p>教員研修制度の充実について（意見）</p> <p>(2) ②の教員人事評価制度は第1期中期計画において、評価方法を整備することになっていたが、現実にはこの3年間具体的な制度設計に至っていないという問題である。平成19年8月以降に教員評価制度検討会が開催され、検討をはじめられているものの、非常に重要な制度であるだけに早急に導入すべきであるということから◎を付した。</p>	<p>◎</p>

本文参照No.	項目等	重要度
9 (3) ① ② ③ ⑤ ⑥ ⑦	<p>公有財産（不動産）の管理に関する事項</p> <p>運動場の有効活用について（意見）</p> <p>遊休資産処分等の検討について（意見）</p> <p>長期的な維持修繕計画について（意見）</p> <p>教職員住宅の使用料の見直しについて（意見）</p> <p>新在家住宅の有効活用について（意見）</p> <p>貴崎住宅の割賦購入契約について（意見）</p> <p>①の意見は5つもの運動場が必要か否か、疑念の生ずるところであり、多額な資産だけに、既に県立大学でその要否を検討されていて然るべきであるとの認識から◎を付した。また、上記②と⑥は資産の有効活用という問題であり、この視点は重要であるので○を付した。</p> <p>⑦の意見は約定金利が有利な条件であるとは言い切れず、県の負担を少しでも軽減すべきであるとの認識から重要性を考慮して○を付した。</p>	◎ ○ ○ ○
10 (2) (3)	<p>知的財産の管理に関する事項</p> <p>特許取得に対する専門家（弁理士）によるサポート体制について（意見）</p> <p>特許に係る経済計算について（意見）</p>	
11 (3) ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧	<p>図書の管理に関する事項</p> <p>業務の標準化について（意見）</p> <p>実地棚卸について（意見）</p> <p>書籍の冊数の正確性について（指摘事項）</p> <p>図書の除籍処理ルールの確立等について（指摘事項）</p> <p>図書の貸出期限超過分の管理不備について（指摘事項）</p> <p>紛失図書に対する対応について（意見）</p> <p>開館時間の変更に関する決裁書について（意見）</p> <p>図書の管理不備について（意見）</p> <p>県立大学にとって図書は重要な資産であり、その現品管理が適切に実施できていないということから③⑤⑧について○を付した。</p>	○ ○ ○ ○
12 (3) ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	<p>備品の管理に関する事項</p> <p>管理対象備品の金額基準の見直しについて（意見）</p> <p>業務の標準化について（意見）</p> <p>備品使用簿の作成について（指摘事項）</p> <p>実地棚卸の実施について（意見）</p> <p>備品出納簿の記入不備について（指摘事項）</p> <p>備品出納簿の年度締め切りについて（指摘事項）</p> <p>備品整理票貼付の有無確認について（意見）</p> <p>廃棄手続の不備について（指摘事項及び意見）</p> <p>現物実査の不一致等について（指摘事項）</p> <p>重要物品の管理不備について（指摘事項）</p>	○ ○ ○ ○ ○

本文参照No.	項目等	重要度
⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲	重要物品の有効利用について（意見） 重要物品の使用日数の管理不備について（指摘事項） 「重要物品計算書」と「重要物品等調」の不一致について（指摘事項） 重要物品整理カードの作成洩れについて（指摘事項） 備品出納簿と「重要物品等調」との不整合について（指摘事項） 重要物品整理カードと備品出納簿との不整合について（指摘事項） 公用車の有効利用について（意見） 貸与資産の管理不備について（指摘事項） 機種選定委員会への付議要否について（意見） 上記⑩、⑬、⑭はいずれも重要物品の管理不備についての指摘事項であり、重要物品は文字通り重要な資産であり、この管理が的確にできていないということから○を付した。 また、備品は点数も多く、手間がかかることからの的確に管理できていない状況であるが、この状況に問題意識を持たず、漠然と処理されていること自体が問題である。現行の備品管理ルールが実情にマッチしないということであれば、その見直しを行うべきであるという観点から①と②に○を付した。	○ ○
13 (3) ① ② ③ ④ ⑤	薬品の管理に関する事項 管理規程の整備について（意見） 薬品の実地棚卸の実施について（意見） 長期未使用薬品の廃棄について（意見） 薬品の管理不備について（意見） 毒劇物の管理について（意見） 毒劇物の管理は「毒物及び劇物取締法」より厳格な管理が要請されている。その意味で⑤につき○を付した。	○
14 (6)	財務諸表の試算並びに他の公立大学との比較に関する事項 管理目的の財務諸表の作成について（意見） 他の公立大学法人等と財務数値の比較分析を行うことは県立大学の運営管理に有益であり、その重要度は高いと認め○を付した。	◎
15 C ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦	第1期中期計画の達成状況並びに課題に関する事項 中期計画とその自己評価に対する意見 ① 全般的評価 ② 中期計画上項目の重要度が明示されていない ③ 中期計画上計画項目の担当部局が解りにくいケースがある ④ 中期計画上計画達成度の測定基準（参考指標）が不明である ⑤ 中期計画上数値目標や達成時期がほとんど明示されていない ⑥ 自己点検・評価結果上評価項目と関係部局に適合性を欠くケースがある ⑦ 中期計画上計画項目が重複しているケースがある	○ ○ ○

本文参照No.	項目等	重要度
⑧	<p>自己評価に疑念のある項目</p> <p>上記②、④、⑤の意見は中期計画には、重要項目の明示及び計画達成度の測定基準、数値目標、達成時期等具体的に明示すべきであるというものであるが、これらの事項は後日の計画達成度を評価するうえでも重要性の高いものであることから○を付した。</p>	
16 (2) ① ② ③ ④ ⑤	<p>第2期中期計画とこれに対する意見</p> <p>第2期中期計画に対する意見</p> <p>① 全般的評価</p> <p>② 計画項目の重要度が解りにくい</p> <p>③ 第1期中期計画からの継続項目を明示すべきである</p> <p>④ 数値目標や達成時期をより多く明示すべきである</p> <p>⑤ 中期計画に外部評価を受けるべきである</p> <p>上記②は中期計画には計画項目の重要度が解るよう記載すべきであるという意見であり、これは重要であることから○を付した。また、上記⑤は中期計画は県立大学の今後3年間の具体的な運営計画を定めるものであり、極めて重要な計画であることから外部の第三者評価委員会を評価を受けるべきであるという意見で、これは重要度は極めて高いと認め◎を付した。</p>	○ ◎
17 (1) (2)	<p>その他の事項</p> <p>(1) 公立大学法人化の再検討について（意見）</p> <p>(2) 単年度の事業計画及び事業報告書の作成について（意見）</p> <p>(1)の公立大学法人化の再検討は外部の第三者評価委員会でも取り上げられている事項であり、極めて重要度は高いと判断し◎を付した。</p> <p>(2)の単年度の事業計画及び事業報告書の作成は他の公立大学法人等との比較検討するうえでも、また県民に対し説明責任を果すうえでも重要性が高いと認め○を付した。</p>	◎ ○